

カナリア諸島における特別敏感海域(PSSA)から
得られた我が国海洋政策への政策的
インプリケーション(示唆)

河川局水政課訟務調整官
浅野 敬広

特別敏感海域（PSSA）の検討を求める動き

○海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）第18条第1項

国は、（中略）船舶の事故等により流出した油等の迅速な防除、（中略）その他の海洋環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（海洋基本法に関する附帯決議）

【衆議院】（中略）海洋環境の保護がますます重要になっていることに留意し、（中略）海洋環境の保全を図るために必要な具体的措置について検討すること。

【参議院】（中略）海洋環境の保全を図るために必要な措置について検討すること。



○海洋基本計画（平成20年3月18日閣議決定）第2部2 海洋環境の保全等

（中略）国連海洋法条約等において海洋環境の保全等を図ることが義務付けられる一方で、生態系を始めとする海洋環境については未解明な部分が多いことに加え、海洋環境が一度損なわれてしまうとその再生・回復が困難となることから、悪影響を未然に防止する観点から、必要に応じて予防的な対策を講じる（中略）ことが必要である。



○知床世界自然遺産地域の保全状況に関する調査報告書（平成20年6月5日公表）

ユネスコ世界遺産センターが、平成20年2月に行った同センター及びIUCN（国際自然保護連合）による世界自然遺産「知床」の現地調査結果を報告書にとりまとめ、さらなる保護の層を加える観点から、国際海事機関（IMO）と共に、遺産地域の海域について、特別敏感海域（PSSA）の指定について検討することを勧告。

○カナダ・ケベック市で開催された第32回世界遺産委員会（平成20年7月2日～10日）

我が国の世界自然遺産に関し、知床に関する審査が行われ、上記報告書に基づく決議が採択。特別敏感海域（PSSA）の指定についての検討を含めた9項目について重点的に取り組むよう要請し、その実施状況についての報告を平成24年2月1日までに世界遺産センターに提出することをさらに要請。

特別敏感海域（PSSA）の趣旨と概要

PSSAは、生態学的、社会・文化・経済的又は科学・教育的に重要性の認められる海域であって、国際海運事業による影響に対して脆弱になっている海域であり、無害通航の特例として、IMOの承認を経て、海上人命安全条約（SOLAS条約）、海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等に基づき、国際海運事業によるリスク低減のための航行規制が可能。

石油を輸送する大型タンカー等の航行を管理することにより、船舶の事故発生リスクを低減するとともに、事故発生時の流出油等の防除活動への対応を迅速化して、海洋環境の保全を図ろうとするもの。

PSSA指定の検討が求められた海域



具体的な航行規制の例

強制通報・・・事故発生時の対応の迅速化

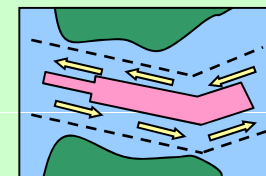
特別敏感海域を航行する船舶に対し、海上保安庁への通報（船舶ID、目的港、積荷等）を義務付け

航行回避・・・座礁事故発生リスクの低減

水際線に近接する一定の海域において、石油を輸送する大型タンカー等の航行を禁止

分離通航・・・衝突事故発生リスクの低減

PSSAにおいて、分離通航帯を設定し、石油を輸送する大型タンカー等の航行を分離通航帯に限定



船舶が分離通航帯を定められた進行方向に航行

特別敏感海域（PSSA）に指定された海域

海 域	申 請 国	指 定 年
グレートバリアリーフ	オーストラリア	1990
サバナ・カマゲイ諸島	キューバ	1997
マルペロ島	コロンビア	2002
フロリダ・キーズ周辺海域	アメリカ	2002
ワデン海	デンマーク、ドイツ、オランダ	2002
パラカス国立公園	ペルー	2003
西ヨーロッパ海域	ベルギー、フランス、アイルランド、ポルトガル、スペイン、イギリス	2004
トレス海峡（グレートバリアリーフの拡大）	オーストラリア、パプアニューギニア	2005
カナリア諸島	スペイン	2005
ガラパゴス諸島	エクアドル	2005
バルト海	リトアニア、エストニア、ラトビア、デンマーク、ドイツ、ポーランド、スウェーデン、フィンランド	2005
パパハナウモクアケア海洋国立 記念碑（北西ハワイ諸島）	アメリカ	2007

（出典：国際海事機関（IMO）ホームページ）

特別敏感海域（PSSA）をめぐる留意点

他国の管轄海域と非常に近接している海域や関係国間で係争中の海域について、単独国でPSSA等の指定提案を行う場合、IMOから関係国との協議を要請され、その後の指定手続きが進捗していない事例も存在

<近接した海域の例>第43回海洋環境保護委員会（MEPC43、平成11年）

エジプトのアカバ湾海域の特別敏感海域（PSSA）の指定提案に関し、イスラエルとの調整を要請

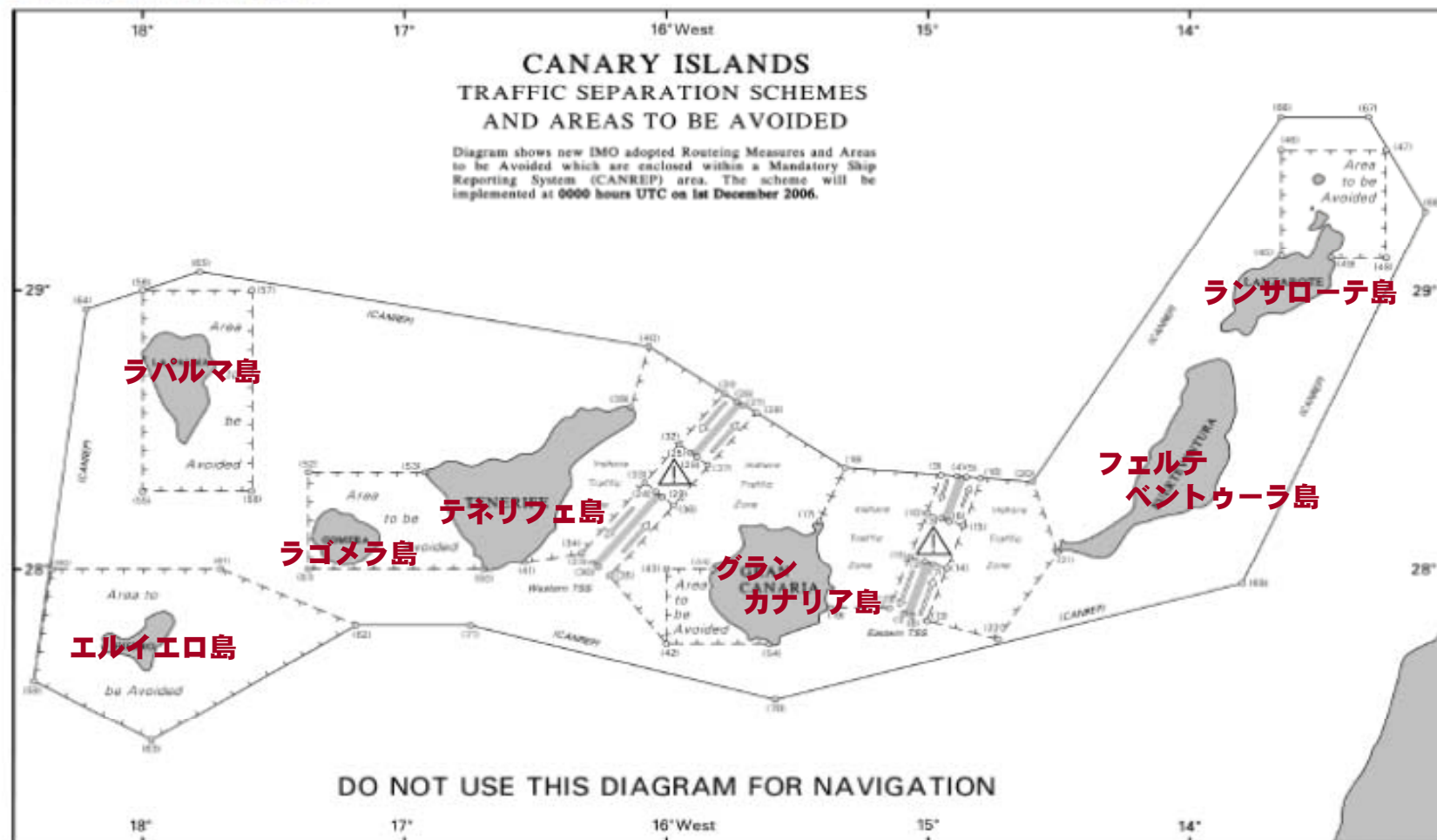
<係争中の海域の例>第51回航行安全小委員会（NAV51、平成17年）

コロンビアのサンアンドレス島海域の航行回避水域と分離通航帯の設定提案に関し、ニカラグアとの協議を要請

カナリア諸島における特別敏感海域（PSSA）の概要

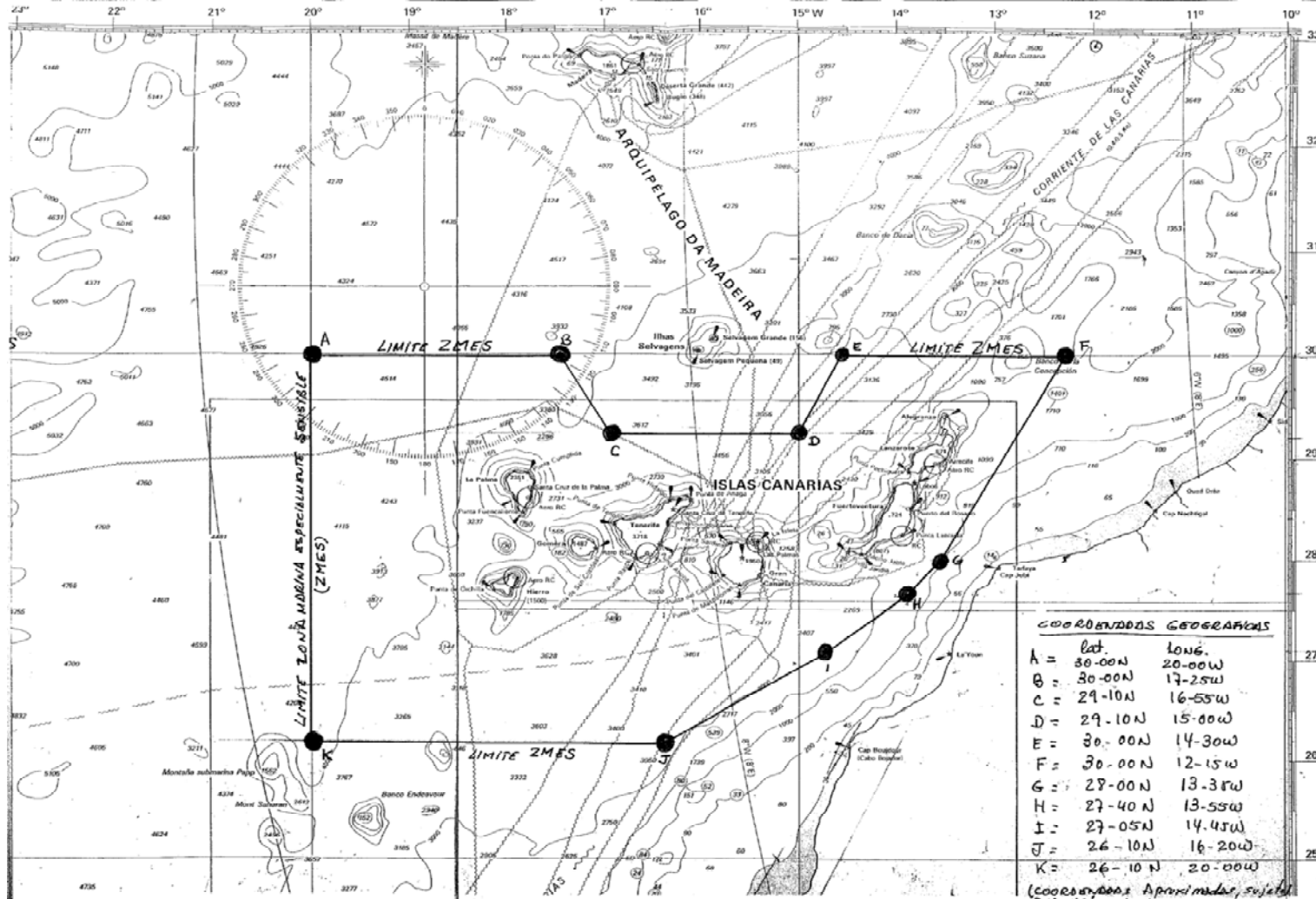
- IMOへの申請日 : 2003年10月24日 ○ IMOからの指定日 : 2005年7月22日
- 認定された海域の範囲 : カナリア諸島の直線基線から領海12海里の範囲内の海域
- ※ 振興省、海難救助安全公社とともに、カナリア地方政府も指定手続きに積極的に参画。
ロシア、パナマ、リベリアが指定に難色、世界自然保護基金（WWF）が指定を支持。

To accompany Notice to Mariners 3953/06



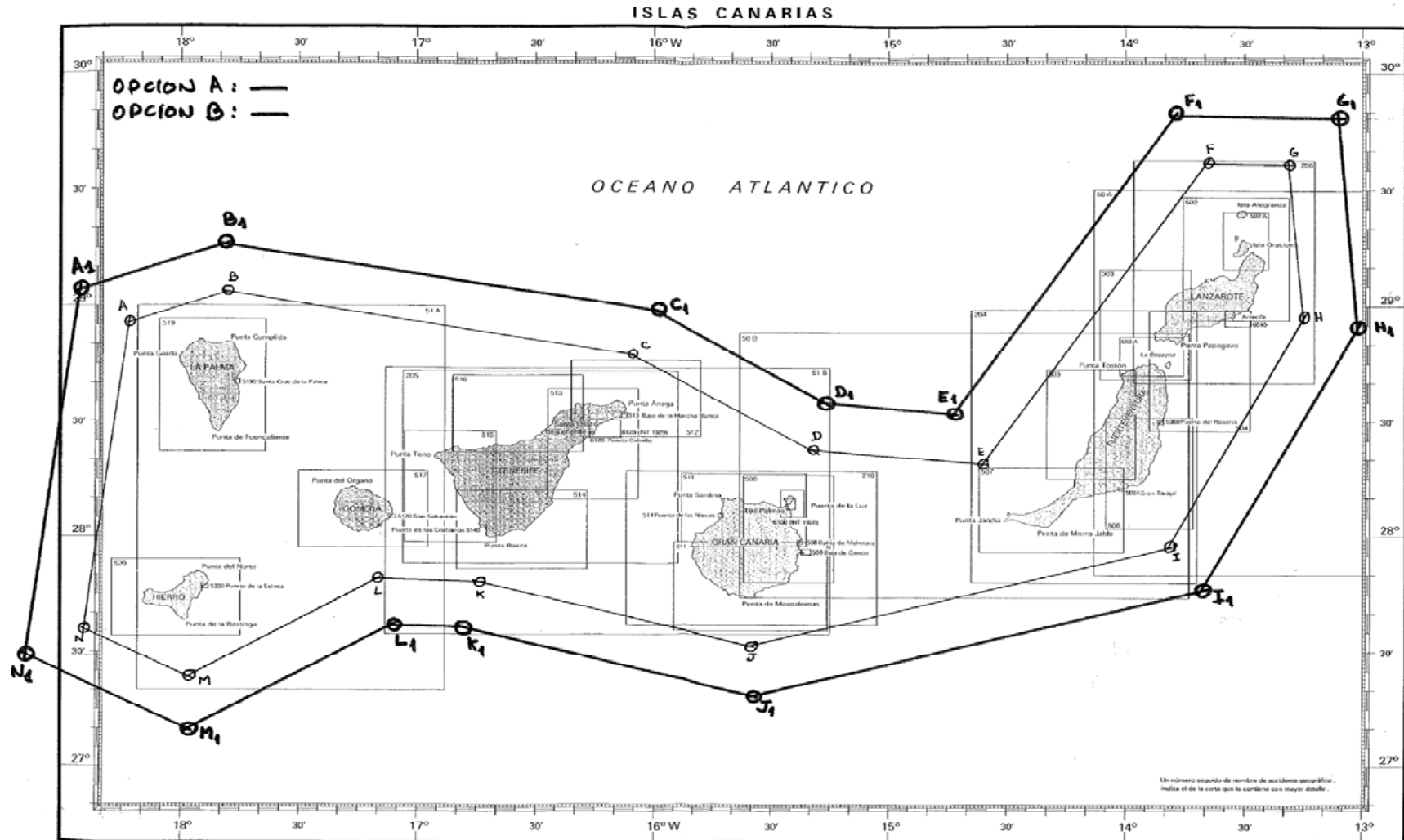
特別敏感海域 (PSSA) の設定海域の検討について (中間線案)

モロッコ及びポルトガル領セルヴァージェンス諸島と向かい合う海域については中間線を採用し、隣国と向かい合わない海域については領海を超えた正方形に囲む海域とする案が検討されたものの、特別敏感海域 (PSSA) として設定する合理的な理由を説明できないことから、結局、申請案としては不採用。



特別敏感海域（PSSA）の設定海域の検討について（接続水域案）

特別敏感海域（PSSA）の設定海域について、12海里の領海の範囲内とする案（以下の内側）と24海里の接続水域の範囲内（以下の外側）とする案を検討。振興省と外務省が協議した結果、振興省は領海の範囲内とする案を国際海事機関（IMO）に申請。



カナリア諸島の特別敏感海域（PSSA）における航行規制の概要

関連保護措置（APM）（条約が直接適用されるため、国内法整備は不要）

- ◆対象船舶 : 石油、危険物（ばら積み）を輸送する大型船
- ◆適用除外船舶 : 小型漁船及び島間内航船

強制通報 **CANREP**

特別敏感海域（PSSA）を通航する載貨重量トン600トン以上の船舶に対し、ラスパルマス又はテネリフェの海難救助安全公社への船名、積荷の種類及び数量、目的港等の通報を義務付け

避航水域 **Area to be Avoided**

特別敏感海域（PSSA）のうち、ランサローテ島、テネリフェ島、グランカナリア島、ラパルマ島及びエルイエロ島周辺の5つの海域が避航水域として設定され、総トン数500トン以上の船舶の航行を禁止

分離通航 **Eastern TSS, Western TSS**

特別敏感海域（PSSA）を縦断する船舶と横断する船舶による衝突事故リスクを低減するため、グランカナリア島とフェルテVENTOURA島との間、テネリフェ島とグランカナリア島との間に分離通航帯が設定され、航路を指定

カナリア諸島における強制通報制度（CANREP）の概要

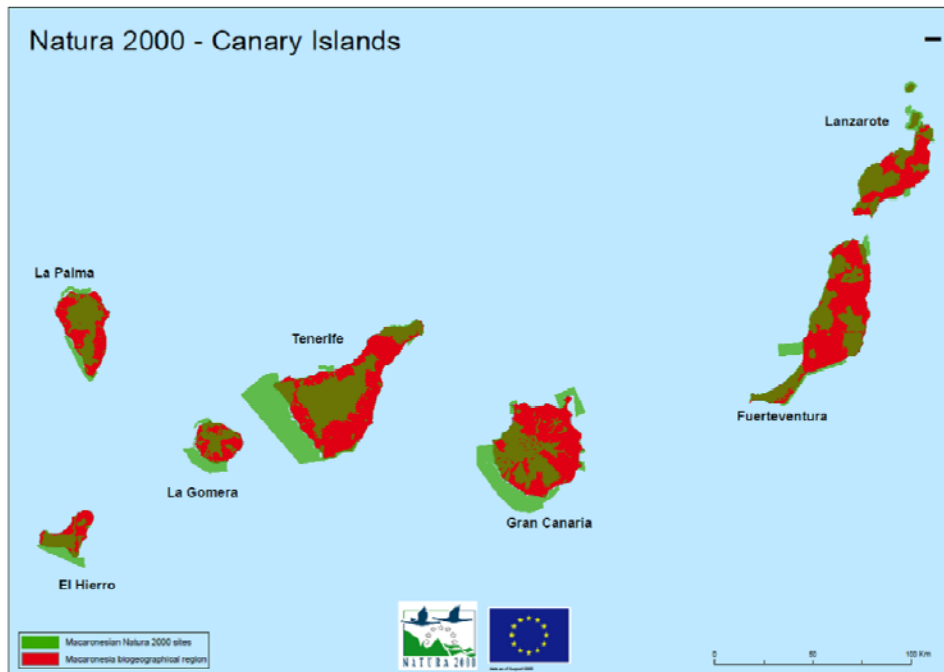
通報事項	通報内容（【 】内は通報例）	通報理由	通報メディア
船舶	船名及びコールサイン 【GOLAR STIRLING/9001007】	船舶IDと当初の位置の付与	電話： +34 900 202 111 （テネリフェ） +34 900 202 112 （ラスパルマス）
通報時刻	通報日及び時刻【081340Z】		
通報位置	緯度及び経度【2836N01545W】		
針路	実際の針路【210】	船舶の動静監視や捜索及び救助活動、航行安全の確保と海洋汚染の防止	Eメール： canrep.tenerife@sasemar.es （テネリフェ） canrep.laspalmas@sasemar.es （ラスパルマス）
速力	航行ノット数【15】		
直前に通報した港湾・海上交通センター	港湾・海上交通センター名 【STRAIT OF GIBRALTAR】		
目的港及び到着時刻	港名、到着日及び時刻 【CAPE TOWN 230230Z】		
貨物名	貨物の種類及び量 【56,000 TONNES HEAVY FUEL OILS】	捜索及び救助に割り当てるべき人員等の決定	VHFチャンネル： 16及び70
貨物情報に関する連絡先	名前、電話番号、FAX番号等 【J Smith, 00 47 22 31 56 10, FAX 00 47 22 31 56 11】		
乗組員	国番号【23】		
通常の船舶航行を妨げる事項	詳細な瑕疵、損傷、欠陥に関する情報	SOLAS条約及びマルポール条約の関連条項に基づく情報提供	MFチャンネル： 2182
原子力船、操縦制限等の特記事項	その他特記事項 【NONE, NONE】		

強制通報の種類

- ①Sailing Plan（CANREP-SP）・・・すべての事項の通報
- ②Final Report（CANREP-FR）・・・赤字の事項の通報
- ③Deviation Report（CANREP-DR）・・・赤字と青字の事項の通報

カナリア諸島における特別敏感海域（PSSA）の申請の背景

欧州委員会の生息地域保全地区指定
(2001年12月)



緑の区域：生息地域保全地区

スペイン領カナリア諸島、ポルトガル領マデイラ諸島等の島々から構成されるマカロネシア地方は固有種が豊かで、照葉樹林原生林は世界自然遺産に指定。

欧州委員会が、EUの生息地指令（92/43/EEC）に基づき、同地方の208箇所（海域面積1,848平方キロ）を生息地域保全地区に指定。

「プレステージ号」事件の発生
(2002年11月)



写真：2002年スペイン沖で発生した「プレステージ号」の海難事故（出典：共同通信社）

スペインのガルシア地方沖を航行中の重油輸送タンカー「プレステージ号」が悪天候のため座礁し、沈没。

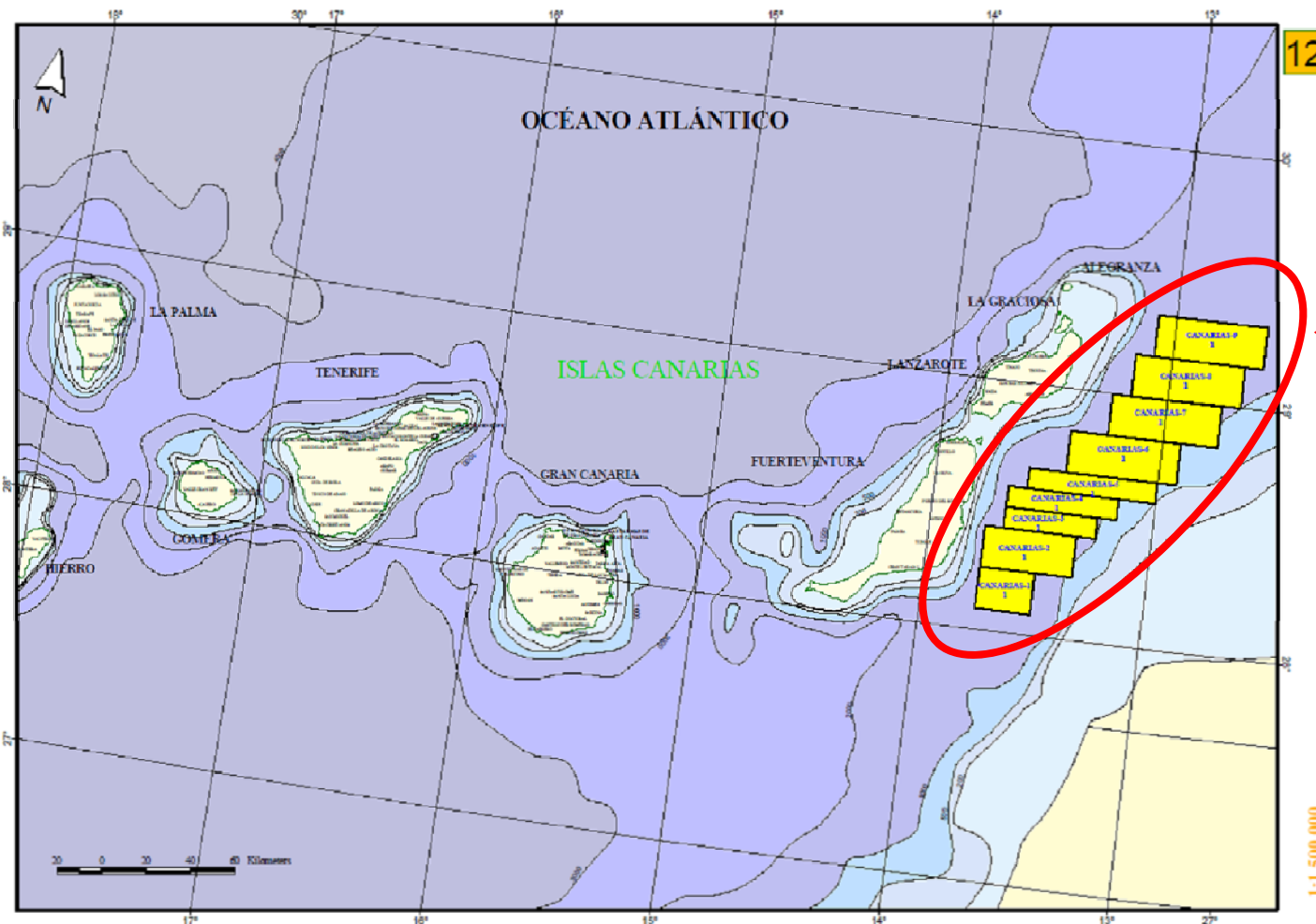
「プレステージ号」は7万7千トンの重油を積載し、2～3万トンの重油が流出したと推定され、この重油流出に伴い、海鳥等多くの野生生物が被害。

※2004年10月の西ヨーロッパ海域の特別敏感海域（PSSA）の指定に大きく影響

カナリア諸島の周辺海域における資源開発

2001年12月、スペイン政府は、スペイン企業レプソルに対して、ランサローテ島及びフェルテVENTOURA島とモロッコとの間の海域における海底エネルギー資源探査に関する期間6年間のコンセッションを付与。

スペインは排他的経済水域の境界を画定する条約をモロッコと締結していないにもかかわらず、等距離線を境界線とみなし、その西側のスペインの排他的経済水域に属するとみなす海域に付与。



資源探査許可海域

カナリア諸島の周辺海域管理の充実強化

陸域と海域の一体的管理に向けた離島施策の充実強化

カナリア諸島が群島国家のような群島水域を保有することは国際法上認められていないため、カナリア諸島で囲まれる海域を含め、**陸域と海域の一体的な管理が可能となる国際法上の根拠として、特別敏感海域（PSSA）を活用**

国際海事機関（IMO）における認定手続きの過程を通じ、

- ◆カナリア諸島の海域に関する国際的知名度の向上
- ◆スペイン政府によるカナリア諸島の海域管理の国家実行の対外的な認知を実現

海洋環境の保全と資源開発の両面からの海洋管理の充実強化

カナリア諸島における特別敏感海域（PSSA）はカナリア諸島の最も外側の点を結んだ直線基線から領海12海里の範囲内の海域であり、**海底エネルギー資源探査のコンセッションを付与した海域の一部は特別敏感海域（PSSA）と重複**

海洋環境の保全の観点から、特別敏感海域（PSSA）の設定と海底石油・天然ガス資源探査のコンセッションの設定は両立しないと考える立場も存在

※ユネスコ世界遺産委員会（2004年）

モーリタニア：世界自然遺産「バンダルギン国立公園」

特別敏感海域（PSSA）の指定と鉱物・石油資源探査の禁止を同時に要請

○ **特別敏感海域（PSSA）、安全水域ともに海域管理の充実強化の観点からは両立**

特別敏感海域（PSSA）に指定されると最大で200海里（排他的経済水域）までの海域の管理が可能

海底資源探査のため建造される海洋構築物（掘削リグ等）の周辺500mを安全水域に設定すれば、特別敏感海域（PSSA）に比べ極めて小さい範囲であるが、将来的に海域の管理が可能

特別敏感海域（PSSA）の設定によりもたらされる効果

海上安全、海洋環境の保全のほか、観光、水産等の幅広い分野に効果や影響

- 観光業、水産業とも海水浴場や漁場のきれいさや良好な質（海洋環境）と密接な関係
- 国際海事機関（IMO）海洋環境保護委員会（MEPC）等における特別敏感海域（PSSA）に関する審議への対応のため、スペインは国と地方の関係機関で構成されるワーキング・グループを設置

スペインにおける海洋環境保護委員会（MEPC）等への対応のためのワーキンググループ

国家
行政
機関

振興省
(海運・海難救助)

税関
(関税)

内務省
(治安)

環境省
(環境保全)

農林水産省
(水産)

教育科学省
(海洋観測)

地方
行政
機関

交通担当

治安・危機管理担当

国土管理担当

環境担当

スペインは、特別敏感海域（PSSA）の設定等を通じ、環境と安全・安心に関連する施策を戦略的に展開

環境保全

<海洋環境>
・ 生息地域保全地区指定
・ PSSA（特別敏感海域）の設定

<水産>
・ 持続可能な漁業

<観光>
・ 避暑・避寒観光

安全・安心

<航行安全>
・ 航行規制

<防災>
・ 海洋汚染防止
・ 漂流物移動予測

<海上保安>
・ 密航・密輸対策
・ 海難救助

特別敏感海域（PSSA）の設定と海上保安体制の充実強化

スペインは、2005年に特別敏感海域（PSSA）の設定に基づく船舶への航行規制を導入することに加え、カナリア諸島における船艇・航空機の配備や活動拠点の整備等の海上保安体制の充実強化を推進。

海難救助国家計画2006-2009 (2006年5月閣僚会議了承)

- 法定計画、計画期間4年のローリング計画
- 前計画に基づき、2004年以降、振興省はカナリア諸島における海上保安体制の充実強化のため集中投資を行い、既に船艇と航空艇は倍増。特別敏感海域（PSSA）を含めたカナリア諸島の周辺海域における海上保安体制を並行して充実強化
- 本計画の終了時までにはカナリア諸島においては、
 - ①救助艇9艇、高速艇2艇、曳航船1艇、多目的船艇1艇、航空機1機、ヘリコプター2機を配備予定
 - ②資機材保管・海難救助活動拠点1箇所、潜水チーム活動拠点1箇所を整備予定



海難救助安全公社の船艇



海難救助安全公社の航空機

分離通航帯（TSS）の設定と船舶管制業務（VTS）の提供

海上交通センターが行う船舶への情報提供及び航路を通航する船舶を管制する業務（VTS）

情報提供

(Information Service)

- 船舶航行情報提供
- 港湾・航路情報提供
- 気象・海象情報提供

等

交通管制

(Traffic Organization Service)

- 運航計画及び航行ルートに関する情報収集
- 船舶動静及び航行速度の監視
- 航行規制情報の提供、航行安全情報の提供

等

航行支援

(Navigational Assistance Service)

- 航行に関する意思決定を支援するための航行中の助言

等

スペインにおける分離通航帯（TSS）で強制通報制度も導入されているもの

船舶のふくそうしている海域 = VTSを提供

- ガリシア沖（フィニストレ海上交通センター）
 - ジブラルタル海峡（タリファ海上交通センター）
- 年間船舶航行数：約10万隻

特別敏感海域（PSSA） = 交通管制を実施

- カナリア諸島海域（ラスパルマス及びテネリフェ海上交通センター）
- 年間船舶航行数：約1500隻（タンカー）

カナリア諸島における特別敏感海域（PSSA）の分離通航帯においてVTSを提供しない理由

- 船舶のふくそうしている海域と比較した場合の年間船舶航行数の少なさ
- 船舶のふくそうしている海域においては、衝突事故リスクを低減させつつも船舶の航行を容認する一方、特別敏感海域（PSSA）は、可能な限りの船舶の航行を排除し、航行を認めざるを得ない場合も衝突事故リスクを低減させていくという考え方の差異（ただし、例外も存在）

カナリア諸島における特別敏感海域（PSSA）の政策的示唆

まとめ

特別敏感海域（PSSA）制度は、海洋環境の保全を橋頭堡にして、多面的に効果のある海域の管理を可能とするものであり、複数の関連保護手段の導入が可能。カナリア諸島の周辺海域では船舶からの排出物の特別海域の指定申請も並行して検討されたが、カナリア地方政府の意思が尊重され、最終的には特別敏感海域（PSSA）の指定を申請。

国際海事機関（IMO）における認定手続きの過程を通じ、カナリア諸島における海域についての国際的な知名度を向上させるとともに、スペイン政府によるカナリア諸島の海域管理に関する国家実行を対外的に認知させる効果を発現。

特別敏感海域（PSSA）においては、当該海域を航行する船舶を管理する能力が必要であり、船舶の動静の常時把握と航行規制措置の履行の適切な確保が可能となる海上保安体制の確立が前提。海上保安当局は、沿岸国に寄港する対象船舶のみならず、海域を通過する対象船舶からも強制通報を行わせており、強制通報により得られた船舶に関する情報をデータベース化し、海域の管理に活用。

重大事案への対応体制を強化するために巡視船艇・航空機等の整備や要員確保等の海上保安体制の充実強化が必要な場合、対象にする海域が特別敏感海域（PSSA）に指定されていれば、海洋環境の保全を海上保安体制の充実強化の理由とすることも可能となり、対外的な理解を求める場合に効果を発揮。